

令和6年1月から 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。

令和6年1月より前の期間については 免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 産前産後期間の終了後に免除となった保険料を全額還付します。（指定された口座に送金）
- 令和5年度の保険料還付の開始は、令和6年3月以降となります。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置届出書
- ② 母子健康手帳 ※出産前に届出を行う場合、出産予定日を確認する書類が必要です。
出産を予定している方（又は出産された方）は、組合HPから届出書をダウンロードし、添付書類を添えて組合へ郵送してください。（出産予定日の6ヶ月前から可能）
なお、6年度からは組合が出産を確認し、まだ届出されていない方には、届出書等を送付してお知らせする予定です。

届出先

静岡県建設産業国民健康保険組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目5番2号 TEL.054-252-3912 FAX.054-252-6794

届出日：令和 年 月 日

産前産後の保険料軽減措置届出書

静岡県建設産業国民健康保険組合理事長 様

規約第28条の2に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出します。

A.組合員	①被保険者証番号	
	②氏 名	
	③生年月日	年 月 日
	④住 所	
	⑤電話番号	
B.出産する方 又は 出産した方	<input type="checkbox"/> 組合員本人 <input type="checkbox"/> 組合員と違う（家族） ※どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れて下さい。組合員本人は、以下の記載不要です。	
	①氏 名	
	②続 柄	
	③生年月日	年 月 日
④住 所		
C.出産予定日又は出産日	令和 年 月 日	
D.単胎妊娠・多胎妊娠の別	単 胎 ・ 多 胎	
<注意事項>		
1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。		
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。 なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届け出していた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。		
3. 出産前の届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。		
①出産予定日を確認することができる書類		
②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類（組合で確認できる場合は、不要です。）		

・保険料返還金振込先（通帳等を見て正確にご記入ください）

振込先	口座名義人（カナ）									
	金融機関			銀 行			本店			
				信用金庫			支店			
種目	普通・当座・貯蓄		口座番号							